

西条市地域公共交通活性化協議会規約

	平成 26 年	2 月 24 日
改正	平成 26 年	4 月 30 日
改正	平成 26 年	6 月 5 日
改正	平成 26 年	12 月 5 日
改正	平成 27 年	4 月 28 日
改正	令和 3 年	5 月 6 日
改正	令和 5 年	3 月 28 月

(設置)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき西条市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所の位置)

第 2 条 協議会の事務所は、西条市明屋敷 164 番地西条市役所内に置く。

(所掌事項)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第 4 条 協議会は、別表に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 監事 2 人

3 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員の選任及び職務)

第 6 条 会長は、西条市副市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長及び監事は、第4条第1項に規定する委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 会長は、必要と認める場合は、全ての委員に対し、書面又はこれに代わる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）により、会議に付すべき事項を回議することをもって第1項の会議の開催に代えることができる。

(協議会の承認事項)

第8条 次に掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。

- (1) 協議会の予算及び決算に関する事項。
- (2) 規約の制定及び改廃に関する事項。
- (3) 第3条に規定する事項に関する事項。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(幹事会)

第9条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第10条 協議会は、第3条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、西条市公共交通担当課内に事務局を置く。

2 事務局長は、西条市公共交通担当課長をもって充て、事務局員は、同課の職員をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第13条 協議会の運営に要する資金は、西条市の負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第14条 会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の承認を得なければならない。
(決算)

第15条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第6条第5項の規定により当該監査の報告があったときは、当該監査に付した決算について協議会の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(報酬及び費用弁償)

第17条 協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の收支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年2月24日から施行する。

(任期の特例)

2 協議会初年度の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成26年4月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年12月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年5月6日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年3月28日から施行する。

別表（第4条関係）

条　項	委　員
法第6条第2項第1号	西条市
法第6条第2項第2号	瀬戸内運輸株式会社
	せとうち周桑バス株式会社
	一般社団法人愛媛県バス協会
	愛媛県ハイヤー・タクシー協会
	四国旅客鉄道株式会社
	国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所
	愛媛県東予地方局建設部
法第6条第2項第3号	西条警察署
	西条西警察署
	西条市連合自治会
	西条市老人クラブ連合会
	西条市連合婦人会
	社会福祉法人西条市社会福祉協議会
	一般社団法人西条市医師会
	西条商工会議所
	周桑商工会
	瀬戸内運輸労働組合
	一般社団法人西条市観光物産協会
	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
	愛媛県東予地方局地域産業振興部